

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示第32号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条 議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬は、市長及び副市長の給料との権衡を考慮して定めるものとする。 第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>822,000円</u> 副議長 月額 <u>748,000円</u> 議員（議長及び副議長を除く。） 月額 <u>678,000円</u> 第3・4条 （略） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に、熊本市長等の給与に関する条例の規定により期末手当を受ける者の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間については、一般選挙により再選された議員は、<u>引き続き</u>在職したものとみなす。	第1条 議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬は、市長及び副市長の給料との権衡を考慮して定めるものとする。 第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>820,000円</u> 副議長 月額 <u>746,000円</u> 議員（議長及び副議長を除く。） 月額 <u>676,000円</u> 第3・4条 （略） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に、熊本市長等の給与に関する条例の規定により期末手当を受ける者の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間については、一般選挙により再選された議員は、<u>引き続き</u>在職したものとみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。